

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋健太郎


被告 国

準備書面(5)

令和6年9月5日

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

被告指定代理人

輿	水	将	利	
野	澤	雅	宏	
古	瀧	孝	明	 代
五十	嵐	雅	子	 代
内	城		良	 代
廣	田	和	俊	 代
川	崎	洋	史	 代
堀	川	武	紘	 代
鈴	木		剛	 代
関		俊	吾	 代
浅	野	隆	教	 代

第1	原告の各主張に理由がないこと	3
1	処遇クについて	3
2	処遇ケについて	9
3	処遇シについて	12
4	原告準備書面(5)の「第3」、原告の令和6年4月15日付け準備書面(06) (以下「原告準備書面(6)」という。)及び令和6年6月11日付け準備書面(07) (以下「原告準備書面(7)」という。)における原告の主張には理由がないこと	13
5	令和4年1月20日の原告の診察時に本件センター職員が金属アレルギーの 診察を行わせなかった措置について	14
第2	原告準備書面(5)に係る求釈明について	18
1	求釈明1について	18
2	求釈明2について	18
3	求釈明3について	18
4	求釈明4について	18
5	求釈明5について	19
6	求釈明6について	19
7	求釈明7について	19

被告は、本書面において、原告準備書面(5)の処遇ク以降(46ページ以降)における原告の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語については、本書面で定義するもののほか、従前の例による。

## 第1 原告の各主張に理由がないこと

### 1 処遇クについて

#### (1) 原告の主張

原告は、①原告が令和3年10月5日から同年11月17日までの間、運搬係として運搬作業を終日行いながら他の作業にも従事していたことから1週間当たりの立位作業時間が事実上15時間を超えていたこと、また同期間中に作業内容や作業量に変化がなかったにもかかわらず、同年11月12日の昼食から「矯正施設被収容者食料給与規程の運用について(依命通達)」(以下「食料給与通達」という。乙39)に定める被収容者に対して給与する主食の区分(以下「主食区分」という。)がA食に変更されたことからすれば、本件センターが同年10月5日から同年11月12日の朝食までの間、本件センターが原告の主食区分をB食として、原告に適切な熱量の食事を支給しなかったことは刑事収容施設法40条1項2号の「食事及び湯茶」の支給を受ける権利を侵害したものである、②同年10月5日から同年11月17日までの間、「作業報奨金に関する訓令の運用について(依命通達)」(以下「作業報奨金通達」という。乙40)上、A作業に当たる指導補助(運搬係)及び衛生係の作業に従事していたにもかかわらず、本件センターが、原告が不服申立頻回者及び要視察者であることなどを理由としてB作業に指定したことは、同法98条2項及び3項の「報奨金加算額」を適法に受ける権利を侵害したものである旨を主張する(原告準備書面(5)12、46ないし50ページ)。

#### (2) 被告の反論

ア 本件センターによる原告に対する主食区分の指定に違法はないこと

(7) 主食区分について

a 刑事収容施設法の定め

刑事収容施設法40条1項は、「被収容者には、次に掲げる物品(中略)であって、刑事施設における日常生活に必要なもの(中略)を貸与し、又は支給する。」と規定し、同項2号において「食事及び湯茶」を掲げ、同法43条は、その支給に関し、「被収容者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、被収容者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない」旨を規定する。

b 訓令の定め

刑事収容施設法の上記規定を受けて、矯正施設被収容者食料給与規程(平成7年法務省矯医訓第659法務大臣訓令。以下「食料給与規程」という。乙73)は、適正な食料を給与するために必要な基本的事項を定めており、3条において、刑務所に収容されている20歳以上の男性の1日当たりの主食の給与熱量につき、主食区分ごとにA食(1600キロカロリー)、B食(1300キロカロリー)、C食(1200キロカロリー)と規定されている。

c 通達等の定め

被告準備書面(1)14ページで述べたとおり、食料給与通達の記2(2)において、食料給与規程3条に定める主食区分のうち、「A食とは就業者で立位での作業が一週間につきおおむね15時間以上のもの又はこれに相当する内容の作業に従事するものに給与する主食」「B食とは居室外の就業者でA食を給与するもの以外のものに給与する主食」「C食とは就業の有無にかかわらず、居室内で生活する者に給与する主食」と規定されている(乙39)。また、記2(4)において、「被

収容者に給与する主食の熱量を増加する事由が生じた場合には、その当日から変更」するものと規定されている。

なお、本件センターでは、「被収容者に対するパンの給与について」(平成30年3月12日矯医44矯正局長依命通達。乙74)の別表に基づき、原則として1日1回、朝食にパンを給与している。パンについては、A食、B食、C食ともに同じ給与熱量であり、主食区分ごとに実質的な差はないことから、被収容者の主食区分に変更がある際は、当日の昼食から変更後の主食区分に係る給与熱量を計算し給与している。

(イ) 原告に対する主食区分の指定に違法はないこと

a 令和3年10月5日から同年11月11日までの間における原告の主食区分はB食であること

被告準備書面(1)14ページで述べたとおり、原告は、令和3年10月5日から同年11月17日までの期間、「金属製品製造、その他製造等、化学製品製造作業」(以下「金属製品製造等作業」という。)に指定されていたところ、これは、後記イ(ウ)aのとおり、作業報奨金通達で定める昇等の限度(以下「昇等区分」という。)のB作業に該当する(乙75・12枚目)。また、金属製品製造等作業は、主にバリ(製造の過程で発生する不要な突起)を取り除く作業を行うものであり、原則座業である。

原告は、同年10月5日から同年11月11日までの間、原告自らの希望により、上記指定作業における運搬係の見習(なお「運搬係の見習」という作業職種は訓令や通達上存在しない)をしていたものであり、昇等区分A作業に当たる運搬係には指定されていなかった。

原告は運搬係見習として、自身に割り当てられていた金属製品製造等作業に従事しつつ、時折、作業が終了した材料を回収し、機器等も

使用せずに指定の場所へ運んでいたにすぎず、運搬係として指定された者が行う、手押し台車やリフター(重量物の運搬や棚への積み下ろしなどで使用する機器)を使用した材料の運搬などはしていなかった。

原告の上記作業内容からすれば、そもそも、原告主張のように、食料給与通達の記2(2)の「立位での作業が一週間につきおおむね15時間以上のもの又はこれに相当する内容の作業に従事するもの」に原告が該当するとは認められないことから、上記期間中の原告の主食区分はB食であることは明らかである。

よって、原告の主張には理由がない。

**b 令和3年11月12日から原告の主食区分がA食となったこと**

本件センターは、後記イ(ウ) bのとおり、令和3年11月9日に開催した処遇審査会において、同月11日付けで原告の作業職種に昇等区分A作業に当たる運搬係を追加指定することとした(乙76)。また、本件センターは、運搬係の作業が立位での作業となり、食料給与通達に定める「立位での作業が一週間につきおおむね15時間以上のもの又はこれに相当する内容の作業に従事するもの」にも該当することになることから、翌12日の昼食(前記(ア) cのとおり本件センターにおいては朝食にパンを給与しているため実質的には同日の朝食)より原告の主食区分をB食からA食へ変更した。

したがって、本件センターが原告に対し、同月11日付けで作業職種を追加し、翌12日から主食区分を変更したことも上記法令に適用ものであり、原告の主張には理由がない。

**イ 本件センターによる原告に対する昇等区分の指定に違法はないこと**

**(ア) 昇等区分等について**

被告準備書面(1)(13及び14ページ)において述べたとおり、刑事施設の長は、作業を行った受刑者に対して作業報奨金を支給することと

なるところ、報奨金計算額の加算の基準その他の作業報奨金の支給等を適正に行うための必要な事項は「作業報奨金に関する訓令」（以下「作業報奨金訓令」という。乙38）で規定されている。

刑事施設の長は、作業を行わせる受刑者ごとに作業等工（以下「等工」という。）を指定することとされており（作業報奨金訓令3条1項）、等工は1等工から10等工までに区分されている（同条3項）。

また、「昇等」とは、刑事施設の長が「就業者について、作業の種類及び内容、作業を行っている期間、当該作業に要する知識及び技能の程度、作業成績並びに就業態度を考慮し、適当と認めるときは、直近上位の等工に昇等させる」（作業報奨金訓令5条）ことをいい、刑事施設の長は、昇等させるときにはあらかじめ作業審査会を開催し、その意見を聴くものとされている（作業報奨金訓令15条）。

昇等の基準については、作業報奨金通達の別表1（乙77）に規定されており、昇等の限度は、同通達（乙40）の記1（2）において、A作業は1等工まで、B作業においては3等工まで、C作業においては5等工までと規定されている。昇等区分とは、ここに規定された各作業における昇等の限度をいう。

#### (イ) 作業の指定及び作業区分について

本件センターでは、原告が当センターに収容されていた当時においては、令和3年3月23日付け本件センター長達示「喜連川社会復帰促進センターにおける処遇調査等に関する実施細則」の制定について」の改正について」の10条(1)（乙78・5枚目）に基づき処遇審査会を開催し、被収容者に対する作業職種の指定を行っていた。

昇等区分（A作業ないしC作業）の詳細については、令和3年4月1日付け本件センター長達示「作業報奨金の計算等について」（乙75）の別表1「作業区分表」（以下単に「作業区分表」という。乙75・11な

いし14枚目)に規定されている。

また、上記本件センター長達示には、被収容者に対し、昇等が異なる複数の作業を行わせる場合には、主たる作業の区分を基準とすると規定されている(乙75・4枚目)。

**(ウ) 原告の昇等区分の指定に違法はないこと**

**a 令和3年10月5日から同年11月11日までの間における原告の昇等区分**

原告は、本件センターより令和3年5月10日に金属製品製造等作業に指定され、同年11月11日までの間、同作業に従事していた。同作業は、作業区分表上、B作業に当たる(乙75・12枚目)。なお、原告は上記期間中、衛生係に指定された旨主張するが、そのような事実はない。

したがって、原告の令和3年10月5日から同年11月11日までの昇等区分はB作業となる。

**b 令和3年11月12日から同月17日までの間における原告の昇等区分**

本件センターの処遇審査会において、令和3年11月11日付けで原告の作業職種に運搬係が追加指定され、原告は、翌12日から同月17日までの間、同作業に従事していた。運搬係は、作業区分表上、A作業に当たる(乙75・14枚目)。なお、原告は上記期間中においても衛生係に指定されていない。

これにより、原告は、同月12日から同月17日まで間、金属製品製造等作業(B作業)及び運搬係(A作業)の2職種を指定された状態となったが、運搬係が主たる作業であったことから、原告の昇等区分はA作業となる。

**c 小括**

以上からすれば、本件センターによる原告に対する昇等区分の指定に国賠法上の違法は認められない。

よって、原告の主張には理由がない。

## 2 処遇ケについて

### (1) 本件センターが原告の凍瘡(しもやけ)に対して実施した医療上の措置に違法はないこと

#### ア 原告の主張

原告は、本件センターが令和2年12月17日から同月22日までの間、原告に対し、しもやけ悪化による感染症予防のため、温罨法を実施した上、靴下を二重に着用することも認めていた一方で、令和3年11月29日から令和4年1月25日までの間、原告に対し上記措置を講じず、かつ、工場出業時及び運動時に手袋の着用を認めなかったことからしもやけが悪化し、もって刑事収容施設法56条の趣旨に基づく疾病の予防措置を怠った旨を主張する(原告準備書面(5)12、50ないし52、54及び55ページ)。

#### イ 被告の反論

被告の令和6年7月5日付け準備書面(4)(以下「被告準備書面(4)」という。)(4ページ)で述べたとおり、医療上の措置を行うに当たっては、刑事施設の長は、医師等による判断に従って行う必要があるとされているが、刑事施設は多様な被収容者を収容していることから、個々の被収容者の症状に対し、いかなる医療措置を講じるかという判断は、医師等の補助を受けた刑事施設の長の専門的、技術的判断に基づく合理的裁量に委ねられている。

原告は、令和2年11月16日に前橋病院を退院後、引き続き、急性骨髄性白血病の処方薬の服用を行っていたところ(甲1・12及び13枚目)、同年12月17日、本件センター内科医師が、原告のしもやけが悪

化することで何らかの感染症に感染することを防止するため、湯たんぽの実施が望ましい旨の所見を示したことから、本件センターは、原告に対し、湯たんぽの使用を認めるとともに、裁量により靴下の二重使用を認めていたものである(甲1・14枚目)。

しかし、その後の令和3年4月28日、原告が前橋病院において採血及び骨髄穿刺検査を受けたところ、同病院医師から数値に異常は認められず、入院前と同じように施設における集団生活に戻って問題ない旨及び今後の定期的な採血、通院等のフォローが不要である旨の所見が示されたことを踏まえ、本件センターは同年5月6日、原告の休養を解除とした(甲1・24枚目、乙71)。

上記経緯からすれば、令和3年11月29日から令和4年1月25日までの間、本件センターが原告に対し、湯たんぽ、靴下を二重に着用すること、工場出業時及び運動時に手袋の着用することを許可すべき法的義務があったとは認められない。

そして、被告準備書面(1)(15ページ)で述べたとおり、令和3年11月29日から令和4年1月25日までの間、原告のしもやけに対して適切な医療上の措置を講じていたものであるから、原告の主張は理由がない。

## (2) 本件センターが原告を病棟の単独室へ収容したことに違法はないこと

### ア 原告の主張

原告は、本件センターが令和4年1月25日、原告が発熱したことから新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがあるとして本件センター病棟3階の隔離された居室に収容し、同日、ラピッドテスト(抗原検査)により陰性であることが確認されたにもかかわらず、同月31日まで上記居室に隔離し続けたことについて、本件センターは、刑事収容施設法64条に基づき、同感染症を感染させるおそれが無くなった時点、少なくとも同月26日には通常の病棟居室へ原告を収容すべきであったにもかかわらず、そ

れを怠ったことは国賠法上違法である旨主張する(原告準備書面(5)12、52ないし55ページ)。

## イ 被告の反論

### (7) 法令等の定め

刑事収容施設法64条は、刑事施設内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止する必要がある場合には、被収容者に対し、同法61条の規定による健康診断又は同法62条の規定による診療その他必要な医療上の措置を執るものとする旨を規定している。感染症の発生の予防及び発生した感染症のまん延の防止の措置を講じることは、多数の被収容者を収容している刑事施設においては、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持する上で必要不可欠であるから、刑事施設の長は、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるべき責務を負うものである(逐条解説263ページ)。

また、本件センターは、令和3年3月8日付けセンター長指示第22号「新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの策定について」(以下「新型コロナ感染対策マニュアル」という。乙79)を策定し、同マニュアルに沿って同感染症対策を講じていた。

### (イ) 原告の主張に理由がないこと

被告準備書面(1)(15ページ)で述べたとおり、本件センターは、令和4年1月25日、原告に37.8度の発熱があり、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われたため、新型コロナ感染対策マニュアルに基づき、本件センターの病棟3階の単独室に収容した(甲1・31枚目)。

刑事収容施設法64条は、感染症予防上の措置について規定しており、多数の被収容者を収容している刑事施設においては、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持する上で、感染症の発生の予防及び発生した感染症のまん延の防止の措置を講じることは必要不可欠であり、このよ

うな措置は、被収容者の意思に反しても執らなければならない場合もある(逐条解説263ページ)。そして、刑事収容施設法64条は、刑事施設の長に、「当該疾病を感染させるおそれなくなるまでの間の隔離」を執ることを認めていることからすれば、本件センターが原告を本件センターの病棟3階の単独室に収容したことに違法はなく、この点は、原告も争っていない。

原告は、令和4年1月25日に実施した新型コロナウイルス感染症のラピッドテスト(抗原検査)の結果が陰性であったことから、新型コロナウイルス感染症への感染が否定されたのであるから、「隔離」(刑事収容施設法64条)すべき理由がなくなった旨主張する。

しかし、原告が受けた抗原検査は、飽くまで簡易検査であり、その結果が陰性であっても数日間は経過観察を要するものであったこと、原告には検査当日のみならず翌日及び翌々日も発熱が認められ(甲1)、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる状態にあったこと、当時は新型コロナウイルス感染症が流行しており、刑事施設の適正な運営及び矯正処遇の実施のために刑事施設内における感染拡大を防止する措置を講じる必要性が極めて大きかったことからすれば、原告については、依然として「当該疾病を感染させるおそれがなくな」ったとはいえなかったものであり、同月26日には通常の病棟居室へ収容すべきであったとはいえず、かかる措置に国賠法上の違法は認められない。

よって、原告の主張は理由がない。

### 3 処遇シについて

#### (1) 原告の主張

原告は、本件懲罰が違法である旨及び優良運転免許証に係る更新処分の取消しを求める訴えの利益が認められた判例(甲39)等を踏まえれば、優遇措置により被収容者に法律上の地位が付与され、法律上の利益も保障される旨

を主張した上で、本件センターが違法な懲罰による法律効果が及んだ状態で優遇区分を指定したことにより、原告の法律上の利益が侵害され、憲法で保障される財産権行使の自由及び表現の自由も侵害された旨を主張する(原告準備書面(5)・55ないし63ページ)。

## (2) 被告の反論

本件懲罰が違法でないことについては答弁書(39ないし42ページ)で述べたとおりであり、原告の主張はその前提を欠くものである。

その点をおくとしても、優遇措置が被収容者の改善更生意欲の喚起に係る動機付けのための恩恵的な制度であり、受刑者が刑事施設の長による優遇措置に関する権利又は法律上の地位を有していないことは答弁書(23ないし25ページ)で述べたとおりであり、原告の主張は理由がない。

また、原告は、本件センターが違法な懲罰による法律効果が及んだ状態で優遇区分を指定したとも主張するが、答弁書(24及び25ページ)でも述べたとおり、被収容者の優遇区分は、①日常生活等の態度、②賞罰の状況、③作業への取組状況、④各種指導への取組状況、⑤資格の取得状況を総合的に評価して行われるところ(甲40及び甲41)、優遇区分の指定に当たっては、上記①ないし⑤の各事項を斟酌した上で刑事施設の長の合理的裁量によって判断されることに照らせば、懲罰処分の有無は、優遇区分の指定に直接影響するものではない(乙80・7ページ)。

よって、原告の主張には理由がない。

- 4 原告準備書面(5)の「第3」、原告の令和6年4月15日付け準備書面(06)(以下「原告準備書面(6)」という。)及び令和6年6月11日付け準備書面(07)(以下「原告準備書面(7)」という。)における原告の主張には理由がないこと

原告は、原告準備書面(5)の「第3」(63ないし81ページ)、原告準備書面(6)及び原告準備書面(7)において、被告準備書面(1)(16ないし25ページ)

及び被告の令和6年3月8日付け準備書面(3)(以下「被告準備書面(3)」という。)に対する反論するが、いずれも原告独自の見解を述べるものであるか、又は、実質的に従前の主張と同旨のものである。これらの主張に対する反論は、答弁書、被告準備書面(1)及び被告準備書面(3)で述べたとおりであり、原告の主張には理由がないことは明らかである。

## 5 令和4年1月20日の原告の診察時に本件センター職員が金属アレルギーの診察を行わせなかった措置について

本件センター職員が令和4年1月20日の原告の診察時に金属アレルギーの診察を行わせなかった措置(本件指導及び本件退出指示。以下、両者を併せて「本件指導等」という。)に係る経緯等については、答弁書(28及び29ページ)及び被告準備書面(3)(5ないし9ページ)で述べたとおりである。

原告は、本件指導等が違法であり、また、本件センターには金属アレルギーの診察を受けることを阻止しなければならない事情があったなどと主張しているところ(原告準備書面(3)13ないし19ページ)、その主張の趣旨は不明確であるが、被告としては、本件措置が違法であるとの主張に関連した主張であると解した上で、以下のとおり被告の主張を補充する。

### (1) 本件指導等に至った経緯等

ア 令和4年当時、本件センターの一日平均収容者数は、1269人、同年1月20日の朝時点の収容者数は、1288人であった。

イ 令和4年1月20日当時、同皮膚科医師による診察は、1日2時間、月4回の来診により行われていた。同日の診察予定者は約65人、うち皮膚科の診察予定者は約27人であり、他の科の診察予定者を含め、順次、医務棟に連行の上、医務棟の廊下の座席に座らせて診察を行っていた。また、当時の診察は診療録に手書きしながらのものであった。

ウ 令和3年11月25日の原告の金属アレルギーとの申出に対する同皮膚科医師による診察に係る事実経過は、答弁書(26ページ)及び被告準備書

面(3)(5ページ)で述べたとおりである。

エ 令和4年1月20日の診察に係る事実経過は、答弁書(28及び29ページ)及び被告準備書面(3)(5、6及び8ページ)で述べたとおりである。

なお、本件指導等は、令和3年11月25日に原告の金属アレルギーに係る診察を実施済みであったことも踏まえ執られたものであり、本件退室指示は、刑事施設収容法74条3項(答弁書16ページ参照)に基づき実施したものである。

原告は、退室の指示に従わず、自己の訴訟に使用したいとして、しもやけや金属アレルギーに係る診断書の作成を医師に訴え続けた。

その後、同皮膚科医師は、原告の金属アレルギーとの主訴については経過観察となっており、同日の診察時にも特段の症状の顕現を認めず、同日に診察すべき緊急性等も認められないと判断したことから、原告に対して診察は終わりである旨を言い向けたところ、原告は「分かりました。」などと述べて自ら診察室を退室したものである(乙19)。

## (2) 矯正医療の実情

### ア 矯正医療の困難性

矯正医療は、「収容」という環境下で、「被収容者」という特殊な患者を対象として行われる医療であるから、一般の医療の場面では見られないような特徴があり、対応に苦慮するような事態もしばしば見受けられる。

矯正医療の特徴としては、具体的には、医師その他医療従事者及び被収容者に選択の自由がないこと、詐病等を用いるなど問題を生じさせる被収容者が存在すること、医療費はすべて公費で負担されること、強制的に医療上の措置を執る場合があること、患者と医師等との信頼関係が構築しにくいこと、医師等に対する不満、敵がい心や、医療内容に係る苦情の申出が多いこと、被収容者の受診行動に職員が介在する必要があること、釈放によって治療が中断することなどである。

以上のことから、医師等において、被収容者の状態を的確に把握し適切な医療を行うためには、医師と職員が相互に緊密な連携を保つことが不可欠であり、昼夜、被収容者の処遇を通じてその動静を詳細に観察している職員が、それを的確に医師等に連絡し、医師等の専門的な医学知識・経験に基づく医療措置が行われて初めて適切な医療が可能になる。

## イ 診療までの手続

被収容者から、負傷し、又は疾病にかかっている旨の申出があった場合、医師がその申出の状況を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師がその状況を確認し、診察の緊急性を判断した上で、医師に報告し、医師はこの報告を受け、診察の可否を判断することとなる。

看護師又は准看護師において診察の緊急性を判断する場合があるのは医療費の全額が国費によって賄われることから、詐病の申出を含め被収容者からの医療上の訴えが必要以上に多くなる傾向にあり、真に医療上の措置を必要とする者の診察が後回しになってしまうことを回避するためである。

本件センター医務課においても、本件センターの看護師又は准看護師が被収容者からの主訴を確認し、緊急性の有無等を踏まえた上で、受診時期や診察の順番などを決めている。

また、本件センター皮膚科の診察に当たっては、診察開始前、本件センターの准看護師が同皮膚科医師に対して当日の診察予定人員を報告しており、同皮膚科医師は、当日の診察予定人員については、当日中に全ての診察を終わらせるようにしている。

そのため、同皮膚科医師においては、一人当たりの診察実施時間を考えながら診察を行っており、そこで被収容者が事前に申し出た主訴と違うことを突然主張し始めた場合、全ての診察時間に遅れが生じ、他の診察予定者が実施できなくなるおそれがある。

### (3) 本件指導等に違法は認められないこと

刑事施設においては、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講じるものとされており(刑事収容施設法56条)、刑事施設の長は、被収容者が傷病にかかっているとき又はその疑いがあるときは、速やかに刑事施設の職員である医師による診察を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとされている(同法62条1項1号)。一方で、刑事施設における医師等と被収容者との診療関係は、通常の診療契約に基づくものとは異なり、拘禁の性質上、被収容者自らが外部の医師を選び、その診察を受けることが制限されていることから、被収容者については、公権力によりその行動や医療に関する患者の自己決定権がある程度制約されることはやむを得ず、望むとおりの医療行為が必ずなされるというものではない。

以上を踏まえれば、個々の被収容者の症状等に対し、いかなる医療措置を講じるかという判断は、医学に精通し、当該被収容者の素質及び病状等を十分に把握している刑事施設の医師等の補助を受けた刑事施設の長の専門的、技術的判断に基づく合理的裁量に委ねられているものと解するのが相当である。

そして、令和4年1月20日の診察に至る経緯は、前記(1)ウ及びエのとおりであり、同日の原告に対する診察は、その主訴がしもやけの症状に関するものであり、かつ、原告から金属アレルギーの症状が出たとの申出はなかったため、金属アレルギーについては診察内容として予定されていなかったものであるところ、前記(1)ア及びイ並びに前記(2)の事情を考慮すれば、医師による診察が必要な多数の診察予定者が診察を待つ中、本件指導等に従わずに自己の訴訟に使用するため診断書を作成することを訴え続ける原告一人のために、診察時間を要し、他の被収容者の診察が実施できなくなることは、他の被収容者から不平不満が噴出することとなり、矯正医療に混乱が生じる

おそれが大きく、ひいては、施設の規律・秩序維持の観点から避けなければならないことは明らかであり、本件指導等により金属アレルギーにかかる診察を行わせなかったことが、合理的裁量を逸脱又は濫用するものとは認められない。

## 第2 原告準備書面(5)に係る求釈明について

### 1 求釈明1について

外部医療機関に入院中の被収容者の自弁物品の使用等について定めた内部規程はない。なお、処遇才に係る原告の主張に理由がないことは被告準備書面(4)(11ないし15ページ)で述べたとおりである。

### 2 求釈明2について

被収容者から「金属アレルギーの申し出があり、もしくはその疑いのある者に対しては必ずPTを実施しなくてはならない」旨を定めた内部規程はない。

なお、長野刑務所において原告に対し、金属アレルギーの検査のためパッチテスト(P T)を強制した事実はない。

### 3 求釈明3について

乙第41号証のとおりである。

### 4 求釈明4について

「特定の職員と不適切な私語を交わして職員の個人情報等を入手していた可能性が高い」と評価した経緯については、被告の令和5年12月15日付け準備書面(2)(以下「被告準備書面(2)」という。)(2ないし4ページ)で述べたとおりである。

なお、原告は、職員の氏名等の個人情報及びその入手経路を明確に示した「懲戒請求」と題する書面を実母宛て発信することを出願したところ、本件センターから発信指導等もなく許可され発信が完了した旨述べるが、被収容者による信書の発受は、一部禁止される場合を除き、これを許すもの(刑事収容施設法

126条)とされていること、また、本件センターが同書面の内容を同法127条に基づき検査したところ、同書面が国又は地方公共団体の機関に対して本件センター職員の懲戒処分を求める内容となっており、信書の発受の禁止(同法128条)及び信書の内容による差止め等(同法129条)に抵触するものではなかったことから、本件センターは発信を認めたものであり、当該発信を認めたことと、原告が職員の個人情報等を入手していた可能性が高いとして、原告をカメラ室に収容したこと等とは直接関係するものではない。

#### 5 求釈明5について

被収容者をカメラ室収容とすることについて定めた内部規程はない。なお、本件センターが令和4年2月15日付けで原告をカメラ室へ収容した経緯は、被告準備書面(2)(2ないし9ページ)で述べたとおりである。

#### 6 求釈明6について

被告準備書面(2)第1の1(2)及び(3)(6ないし9ページ)で述べたとおりであり、これ以上釈明の必要を認めない。

#### 7 求釈明7について

本件の争点との関連性が不明であり、回答の要を認めない。なお、刑事収容施設法は、44条において差入物品の検査について定め、127条において信書の検査について定めている。

以上